

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市こども創作活動館
所管部・課	東区健康福祉課
所在地	新潟市東区牡丹山1丁目33番23号
根拠法令	児童福祉法第35条第3項
設置条例	新潟市児童館条例
施設概要	敷地面積 2700㎡, 延べ床面積 990㎡ ・粘土・陶芸の部屋 72㎡ ・絵画・版画・工作の部屋 113㎡ ・読み聞かせの部屋 41㎡ ・和室 8畳 6畳 ・集いのホール 169㎡ ・遊びのホール 119㎡ ・外に, 事務室・予備室・準備室・休憩室

施設 の 設置 目的
文化活動や遊びを通して、創造力豊かで健全な子どもの育成を図ります。
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p>○基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな子どもの育成を目指し、創作活動や鑑賞活動を通して学校や地域を越えた仲間との交流や文化活動の場を提供するとともに、子どもの成長を支援する。 ・子どもの健やかな心身の発達と社会性を育てるために、安全で健全な遊び場を提供する。 <p>○方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で楽しく利用しやすい施設を目指すとともに、施設・設備の点検・保全と、遊具・図書等の計画的な補充を図る。 ・外部講師の招聘や、職員一人ひとりの特性を生かしたプログラムの企画・開発等により、一層の魅力ある事業の提供に努める。 ・平日の午前中の利用促進を図るための工夫に努める。 ・市内の関係公共施設に対するチラシの配布のほかに、新聞・テレビ・ラジオ・情報誌など、機会があれば活用して市民への広報活動に努める。 ・市内や近隣地域で子どもの活動を支援する団体との連携を密にし、活動の多様化と充実を図る。